

6.6 廃棄物・建設発生土

6.6 廃棄物・建設発生土

本事業の実施により、工事中は工事の実施により産業廃棄物及び建設発生土の発生が、供用時は施設の運営により一般廃棄物及び産業廃棄物の発生が想定されます。

このことから、本事業の工事中及び供用時に発生する廃棄物等の発生量を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【工事の実施により発生する産業廃棄物、建設発生土】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の横浜市における産業廃棄物発生量は、約 9,523 千 t（前年度比約 10.1%減少）であり、減量化量は約 6,510 千 t、再生利用量は約 2,842 千 t、最終処分量は約 170 千 t で、最終処分率は 1.8%となっています。 令和 3 年度の横浜市における事業系ごみ（一般廃棄物）の量は、275,860t、資源化量は 66,174t となっています。 横浜市の公共土木事業において搬出される建設発生土は、主に公共工事等以外で有効利用されており、また、現場内で利用される建設発生土も多いため有効利用率が、99.0%と高くなっています。 神奈川県の新築・増改築時の建設発生土は、主に公共工事等以外で有効利用及び土捨場・残土処分場で廃棄されている状況です。一方で、建設発生土の有効利用率は 77.7%であり、現場内で発生した土砂を利用する割合と、公共工事等以外の有効利用が多い状況です。 	p. 6.6-4 ~6.6-12
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 工事により発生する産業廃棄物及び建設発生土の発生抑制・再利用・再資源化、並びにこれらの適正な処理が行われること。 	p. 6.6-13
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 計画建築物の建設に伴う産業廃棄物の発生量は、合計で 917.2t と予測します。計画建築物の建設により発生する産業廃棄物発生量に、各品目の再資源化率を適用した場合、最終処分量は 74.4t と予測します。 本事業の工事では構造物の基礎の掘削等の作業土工による発生土を 69,424 m³見込んでいます。発生土は可能な限り対象事業実施区域内での不陸整正や整地に用いる計画です。 本事業による建設発生土の搬出が発生する場合は、発生残土は可能な限り場内利用もしくは他の工事現場等の受入先での有効利用を行い、それ以外は、横浜市の指定処分場で埋め立てに用います。 	p. 6.6-17 ~6.6-19
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> 建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。 工事現場内に産業廃棄物保管場所を設置して、飛散防止や分別保管に配慮することで、再利用・再資源化に寄与します。 工事関係者に対して、廃棄物の減量化及び分別の徹底を啓発します。 特定建設資材廃棄物については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で分別を行い、極力再資源化に努めます。 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を有する産業廃棄物処理業者に委託し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付の上、運搬・処分先を明確にして、適正に処理します。 	p. 6.6-27

【工事の実施により発生する産業廃棄物、建設発生土】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台サイドカバーを使用する等適切な対策を講じます。 施工計画に基づき、本事業による建設発生土の搬出が発生する場合は、可能な限り場内利用もしくは他の工事現場等での有効利用を行います。 建設発生土を搬出する際は、適正な積み込み量とする、荷台サイドカバーを活用する等、飛散防止のための措置を講じます。 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき容器・包装プラ等を確実に分別しリサイクルを行えるようにします。 	p. 6. 6-27
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果を踏まえ、影響低減に向けた環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「工事により発生する産業廃棄物及び建設発生土の発生抑制・再利用・再資源化、並びにこれらの適正な処理が行われること。」は達成されるものと考えます。 	p. 6. 6-28

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【施設の運営により発生する一般廃棄物、産業廃棄物】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の横浜市内における産業廃棄物発生量は、約9,523千t（前年度比約10.1%減少）であり、減量化量は約6,510千t、再生利用量は約2,842千t、最終処分量は約170千tで、最終処分率は1.8%となっています。 令和3年度の横浜市における事業系ごみ（一般廃棄物）の量は、275,860t、資源化量は66,174tとなっています。 	p. 6. 6-4 ～6. 6-12
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 供用に伴い発生する廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用、並びにこれらの適正な処理が行われること。 	p. 6. 6-13
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 公園内で発生する一般廃棄物の最終処分量は、年間678.7tと予測します。 発生する産業廃棄物の最終処分量は、年間103.5tと予測します。 供用時に発生する廃棄物は分別収集し、取り扱い廃棄物の種類に応じ、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、適正に処理します。 	p. 6. 6-24 ～6. 6-26
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> 公園内で発生する剪定枝や刈草等は、資源化・再利用に努め、焼却ごみの減量化を図ります。 公園利用者に対し、ごみの発生抑制及び分別について周知を図ります。 発生した廃棄物は分別し、再資源化可能なものについては、再資源化に努めます。再資源化が困難なものは、取り扱い廃棄物の種類に応じ、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、適正に処理します。 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、ワンウェイプラスチックの合理化について適正に対応します。また、同法律に基づき、容器・包装プラ等を確実に分別しリサイクルを行えるようにします。 	p. 6. 6-27
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果を踏まえ、影響低減に向けた環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「供用に伴い発生する廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用、並びにこれらの適正な処理が行われること。」は達成されるものと考えます。 	p. 6. 6-28

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

6.6.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ① 廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況
 - ・ 種類別発生量
 - ・ 資源化の状況
 - ・ 廃棄物の処理状況
- ② 土地利用の状況
- ③ 関係法令・計画等

(2) 調査地域・地点

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

(3) 調査時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

(4) 調査方法

① 廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況

「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省 令和 2 年 1 月）、「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」（横浜市環境創造局政策課ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）、「神奈川県産業廃棄物実態調査」（神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）、「令和 4 年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課 令和 4 年 9 月）、「令和 3 年経済センサス 活動調査 速報」（総務省統計局 令和 4 年 9 月）等を整理しました。

② 土地利用の状況

土地利用現況図等の既存資料による情報の収集・整理及び必要に応じ現地踏査により調査しました。

③ 関係法令・計画等

下記法令等の内容を整理しました。

- ・ 「循環型社会形成推進基本法」
- ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）
- ・ 「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）
- ・ 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）
- ・ 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラスチック資源循環法）
- ・ 「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」
- ・ 「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」
- ・ 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」
- ・ 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
- ・ 「神奈川県循環型社会づくり計画」
- ・ 「第 7 次横浜市産業廃棄物処理指導計画」
- ・ 「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3 R 夢（スリム）プラン～」

(5) 調査結果

① 廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に大別されます。また資源として再利用される建設副産物で発生量の大きいものとしては建設発生土があります。それぞれを、「ア. 産業廃棄物」、「イ. 一般廃棄物」、「ウ. 建設発生土」として整理しました。

ア. 産業廃棄物

横浜市における産業廃棄物の発生量及び処理状況は、表 6.6-1 に示すとおりです。令和元年度の横浜市内における産業廃棄物発生量は、約 9,523 千 t（前年度比約 10.1%減少）であり、減量化量は約 6,510 千 t、再生利用量は約 2,842 千 t、最終処分量は約 170 千 t で、最終処分率は 1.8%となっています。

表 6.6-1 産業廃棄物の状況（横浜市）

単位：千 t

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
発生量	10,012	10,000	10,635	10,595	9,523
減量化量	6,218	6,495	6,580	7,697	6,510
再生利用量	3,350	2,942	3,835	2,449	2,842
最終処分量	456	563	219	450	170

資料：「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」

（横浜市環境創造局政策課ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

平成 30 年度の横浜市の公共土木事業における産業廃棄物の再資源化率は、表 6.6-2 に示すとおりです。

アスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊の排出ベースの再資源化率は100%であり、その他の多くの項目についても再資源化が進んでいますが、廃プラスチック、廃石膏ボード、廃塩化ビニル管・継手については再資源化が進んでいない状況です。ただし、再資源化が進んでいない3項目については、発生量が少ない傾向にあります。

表 6.6-2 横浜市における建設廃棄物の発生量・再資源化率

単位：千 t

項目	発生量							再資源化等量	再資源化等率 (%)	
	現場内利用量	現場内減量化量	搬出量	搬出量						
				再資源化	減量化	最終処分				
公共土木 (横浜市)	アスファルト・コンクリート塊	300.5	0.9	0.0	299.6	299.6	0.0	0.0	299.6	100.0
	コンクリート塊	81.5	2.2	0.0	79.3	79.3	0.0	0.0	79.3	100.0
	汚泥	200.8	0.0	0.0	200.8	175.0	23.6	2.2	198.6	98.9
	建設混合廃棄物	3.2	0.0	0.0	3.2	2.5	0.2	0.4	2.8	87.1
	建設発生木材	0.9	0.0	0.0	0.9	0.9	0.0	0.0	0.9	99.9
	伐木材・除根材	2.9	0.0	0.0	2.9	2.9	0.0	0.0	2.9	98.8
	廃プラスチック	0.5	0.0	0.0	0.5	0.3	0.1	0.1	0.4	77.0
	紙くず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	91.2
	金属くず	10.1	0.0	0.0	10.1	9.9	0.0	0.3	9.9	97.5
	廃石膏ボード	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.3
	廃塩化ビニル管・継手	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	29.8

注1：再資源化等量：搬出量（再資源化）＋搬出量（減量化）

注2：再資源化等率：搬出量全体に対する再資源化等量の割合

注3：表示単位未満を端数処理しているため、発生量や搬出量の数値と、再資源化等の割合が一致しない場合があります。

資料：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省 令和 2 年 1 月）

平成 30 年度の神奈川県における解体及び新築・増改築時の建設廃棄物の発生量・再資源化率は、表 6.6-3 に示すとおりです。

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、発生木材、伐木材・除根材及び金属くずの搬出量ベースの再資源化率は 90%以上となっています。

表 6.6-3 神奈川県における解体及び新築・増改築時の建設廃棄物の発生量・再資源化率

単位：千 t

項目	①発生量							搬出ベース 再資源化等 (縮減を含む)		
	② 現場内 利用量	③ 現場内 減量化 量	④搬出量			⑦ 最終 処分	⑧ 量 ⑤+⑥	⑨ 率 (%) ⑧/④		
			⑤ 再 資源 化	⑥ 減 量 化 (縮 減)						
解体	アスファルト・コンクリート塊	24.7	0.8	0.0	23.9	23.9	0.0	0.0	23.9	100.0
	コンクリート塊	608.9	61.2	0.0	547.7	547.7	0.0	0.0	547.7	100.0
	汚泥	33.2	0.1	0.0	33.1	24.3	3.4	5.4	27.7	83.7
	混合廃棄物	26.1	0.0	0.0	26.1	15.6	1.1	9.4	16.6	63.9
	発生木材	75.9	7.3	0.0	68.5	68.3	0.0	0.2	68.3	99.7
	伐木材・除根材	4.8	0.0	0.0	4.8	4.8	0.0	0.0	4.8	100.0
	廃プラスチック	3.0	0.0	0.0	3.0	1.7	0.7	0.6	2.5	81.3
	紙くず	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	43.4
	金属くず	35.3	0.0	0.0	35.3	34.6	0.0	0.7	34.6	98.0
	廃石膏ボード	7.2	0.0	0.0	7.2	5.4	0.0	1.8	5.4	75.6
	廃塩化ビニル管・継手	0.3	0.0	0.0	0.3	0.2	0.0	0.1	0.2	58.7
新築・ 増改築	アスファルト・コンクリート塊	76.2	1.4	0.0	74.8	74.8	0.0	0.0	74.8	100.0
	コンクリート塊	464.8	143.4	0.0	321.4	321.4	0.0	0.0	321.4	100.0
	汚泥	101.1	4.5	0.4	96.2	81.8	10.8	3.6	92.6	96.2
	混合廃棄物	48.6	0.0	0.0	48.6	39.4	3.5	5.7	42.9	88.2
	発生木材	42.2	0.3	0.0	41.9	37.4	0.8	3.8	38.1	91.0
	伐木材・除根材	19.6	0.0	0.0	19.6	19.2	0.2	0.1	19.4	99.4
	廃プラスチック	14.8	0.0	0.0	14.8	8.5	3.6	2.8	12.1	81.4
	紙くず	10.5	0.0	0.0	10.5	8.1	2.2	0.2	10.3	98.0
	金属くず	14.9	0.0	0.0	14.9	14.6	0.0	0.3	14.6	97.9
	廃石膏ボード	34.3	0.0	0.0	34.3	21.6	0.0	12.7	21.6	63.0
	廃塩化ビニル管・継手	1.0	0.0	0.0	1.0	0.6	0.0	0.4	0.6	58.7

注 1：表示単位未満を端数処理しているため、発生量や搬出量の数値と、再資源化等の割合が一致しない場合があります。

資料：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省 令和 2 年 1 月)

イ. 一般廃棄物

横浜市における事業系ごみと資源の総量及び事業所数の推移は、表 6.6-4 に示すとおりです。
令和 3 年度の横浜市における事業系ごみ（一般廃棄物）の量は、275,860t、資源化量は 66,174t となっています。

横浜市における事業系ごみ（一般廃棄物）の量は概ね減少傾向にあり、資源化量は概ね増加傾向にあります。

表 6.6-4 事業系ごみと資源の総量及び事業所数の推移

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
ごみ量 (t)	303,822	301,053	309,066	270,434	275,860
資源化量 (t)	52,647	58,227	67,296	65,100	66,174
事業所数	-	-	-	-	115,877

資料：「令和 4 年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課 令和 4 年 9 月）

「令和 3 年経済センサス 活動調査 速報」（総務省統計局 令和 4 年 9 月）

ウ. 建設発生土

横浜市の公共土木事業における建設発生土の搬出先及び土砂の利用状況は、表 6.6-5 に示すとおりです。

横浜市では、事業により搬出される建設発生土（場外搬出量）は、主に公共工事等以外で有効利用されており、また、現場内で利用される建設発生土も多いため有効利用率が 99.0%と高くなっています。

表 6.6-5 横浜市の公共土木事業における建設発生土の搬出先及び土砂の利用状況

単位：千³m

項目	②発生量																①有効利用率 (%)
	場外搬出量															④現場内利用量	
	③有効利用量										その他						
	公共工事等での利用			売却	他の工事現場（海面）	採石場・砂利採取等跡地復旧	最終処分覆土	公共工事等以外の有効利用	廃棄物最終処分場（覆土以外）	ストックヤード等再利用なし	土捨場・残土処分場						
他の工事現場（内陸）	ストックヤード等再利用	土質改良プラント経由の工事現場															
公共土木（横浜市）	789.4	508.8	500.9	5.8	0.6	23.9	0.0	3.3	17.7	4.3	445.2	7.9	0.0	7.3	0.6	280.6	99.0

注 1：①有効利用率＝（③場外搬出量（有効利用量）＋④現場内利用量）÷②発生量全体×100

注 2：表示単位未満を端数処理しているため、場外搬出量や発生量の数値と、有効利用率が一致しない場合があります。

資料：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省 令和 2 年 1 月）

神奈川県における新築・増改築時の建設発生土の搬出先及び土砂の利用状況は、表 6.6-6 に示すとおりです。

神奈川県では、事業により搬出される建設発生土（場外搬出量）は、主に公共工事等以外で有効利用及び土捨場・残土処分場で廃棄されている状況です。一方で、建設発生土の有効利用率は77.7%であり、現場内で発生した土砂を利用する割合と、公共工事等以外の有効利用が多い状況です。

表 6.6-6 神奈川県における建設発生土の搬出先及び土砂の利用状況

項目	②発生量															①有効利用率(%)	
	場外搬出量											④現場内利用量					
	③有効利用量								その他								
	公共工事等での利用			売却	他の工事現場(海面)	採石場・砂利採取等跡地復旧	最終処分覆土	公共工事等以外の有効利用	廃棄物最終処分場(覆土以外)	ストックヤード等再利用なし	土捨場・残土処分場						
他の工事現場(内陸)	ストックヤード等再利用	土質改良プラント経由の工事現場															
新築・増改築	1,492.1	971.8	638.3	0.0	0.1	0.3	0.0	0.3	169.0	9.2	459.4	333.5	2.5	0.8	330.2	520.3	77.7

注1：①有効利用率 = (③場外搬出量(有効利用量) + ④現場内利用量の割合) ÷ ②発生量全体 × 100

注2：表示単位未満を端数処理しているため、場外排出量や発生量の数値と、有効利用率が一致しない場合があります。

資料：「平成30年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省 令和2年1月)

② 土地利用の状況

対象事業実施区域は、「第3章 3.3.2 土地利用の状況 図3.3-1 土地利用現況図」(p.3-113 参照)に示したとおり、対象事業実施区域内はそのほとんどがその他の農用地です。対象事業実施区域周辺の南側から西側にかけて高層建物及び低層建物、北側は、土地区画整理事業実施区域内はその他の農用地、さらに北側は工場となっており、物流施設が集積しています。対象事業実施区域の南東側は森林及びゴルフ場となっています。

用途地域の指定状況は、「第3章 3.3.2 土地利用の状況 図3.3-5 土地利用基本計画図(用途地域)」(p.3-117 参照)に示したとおり、対象事業実施区域の全てが市街化調整区域に指定されています。また、対象事業実施区域の周辺は、市街化調整区域、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域に指定されています。

③ 関係法令・計画等

ア. 「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月 法律第110号)

この法律は、「環境基本法」の基本理念にのっとり、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とするものです。

「循環型社会」とは、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を指しており、法律では国、地方公共団体、事業者及び国民が適切な役割分担の下で、必要な措置を講じることや、原材料、製品等が循環的な利用または処分に伴う環境への負荷ができる限り低減されるよう、提言されています。

イ. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月 法律第137号)

この法律は、廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理により、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図ることを目的とするものです。

この法律では、廃棄物処理について「事業者自らの責任において適正に処理すること」が定められており、一般廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合には、運搬については廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬等の許可を受けた者に、また、処分については廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処分業の許可を受けた者に委託しなければならないと定められています。

また、産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合には、運搬については廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬等の許可を受けた者に、また、処分については廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けた者に委託しなければならないと定められています。

なお、産業廃棄物の運搬または処分を委託する場合は、産業廃棄物管理票を交付することが義務づけられています。

ウ. 「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年4月 法律第48号)

この法律は、国民経済の発展に伴い資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等や建設副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄、または利用されずに廃棄されている状況を踏まえ、循環型社会を形成していくために必要な3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組を総合的に推進していくものです。

特に、建設工事の発注者は、その建設工事の発注を行うに際し、原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めることのほか、建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならないとされています。

エ. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月 法律第104号)

この法律は、建設工事に係る特定の建設資材(コンクリート、アスファルト、木材等)について、その分別解体等や再資源化等を促進すること等により、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るものです。

特に、発注者は、工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等を都道府県知事に届け出る必要があり、再資源化により得られた建設資材の使用等、分別解体等、建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならないとされています。

オ. 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年6月 法律第60号)

この法律は、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。主な措置内容として、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、「プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計」、「ワンウェイプラスチックの使用の合理化」、「プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等」に関する基本方針を策定するとされています。また、「設計・製造」、「販売・提供」、「排出・回収・リサイクル」の各主体に関して個別の措置事項を講じるとされています。

カ. 「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」(平成11年3月 神奈川県条例第3号)

この条例は、土砂の適正な処理を推進するために、土砂の搬出、搬入、埋立て等について必要な事項が定められています。

一定規模以上の土砂の搬出や埋立てを行う場合には、届出や許可が必要であり、土砂の搬出に際して、事業者は、処理計画を作成し、知事へ提出する必要があります。

キ. 「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」

(平成 18 年 12 月 神奈川県条例第 67 号)

この条例は、神奈川県環境基本条例の本旨を達成するため、廃棄物の不適正処理の防止に関する施策の実施その他必要な事項を定めることにより、廃棄物に係る環境への負荷の低減を図り、もって良好な生活環境を保全することを目的とするものです。

条例では事業者の責務として、事業活動に伴う廃棄物の発生抑制等に努めることや適正な処分の実施が定められています。

ク. 「横浜市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」

(平成 4 年 9 月 横浜市条例第 44 号)

この条例では、資源の有効な利用、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を推進するために必要な事項が定められています。

この条例に基づき、事業用大規模建築物の所有者は、事業系廃棄物の処理に関して「減量化・資源化等計画書」を毎年 1 回、市長に提出する必要があります。また、事業用大規模建築物については、事業系廃棄物の保管場所の設置を義務づけています。

ケ. 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(平成 14 年 12 月 横浜市条例第 58 号)

この条例は、横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例(横浜市条例第 17 号 平成 7 年 3 月)の趣旨にのっとり、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的とするものです。

上記の目的を達成するため、工場等を原因とする大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染の従来型の公害問題に加え、人の活動に起因する環境に加えられる影響や、地球温暖化問題をはじめとする環境問題についても条例の対象とし、市、事業者及び市民の責務を定めています。

コ. 「神奈川県循環型社会づくり計画」(神奈川県 平成 29 年 3 月改定)

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づき、神奈川県内の一般廃棄物・産業廃棄物の減量その他その適正な処理に関する法定計画です。

天然資源の消費を抑制し、生存基盤である環境への負荷をできるだけ少なくする持続可能な社会を作る必要性から、もの・資源を大切に、廃棄物を限りなく少なくする生活や産業活動が営まれるとともに、廃棄物の排出者だけでなく製造者も一定の責任を果たすという「拡大生産者責任」の考え方も取り入れた、循環型社会の実現を目標として策定されています。

この計画では、表 6.6-7 に示すとおり排出量に着目した「家庭から排出される生活系ごみ」と、「事業活動による廃棄物(事業系一般廃棄物と産業廃棄物)」の原単位を用いた目標を設定しています。

表 6.6-7 計画目標

項目		平成 26 年度実績	平成 33 年度目標値
目標 1	生活系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量	681g/人・日	644g/人・日
目標 2	事業活動による廃棄物の 県内 GDP（県内総生産）当たりの排出量	55.0t/億円	53.6t/億円
目標 3	一般廃棄物の再生利用率	25.7%	31%
目標 4	製造業における産業廃棄物の再生利用率	43.5%	50%
目標 5	不法投棄等残存量	126,697t	前年度より減少 ^{注1}

注 1：不法投棄等の残存量を、毎年前年度より減少させることを目標として設定

サ. 「第 7 次横浜市産業廃棄物処理指導計画」（横浜市資源循環局 平成 28 年 3 月）

この計画は、横浜市内で発生又は処理される産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化、適正処理等を進めるため、横浜市の産業廃棄物行政の方向性や施策を体系化して示すものです。

「第 7 次横浜市産業廃棄物処理指導計画」は、平成 28 年度から平成 32 年度までを計画期間とし、「横浜市の産業廃棄物発生量の将来予測」、「国の法制度及び計画等の動向」、「横浜市の計画等の動向」、「第 6 次処理指導計画の取組状況」を踏まえて、以下の課題が整理されています。

- ・最終処分量の削減
- ・有害廃棄物の適正処理
- ・建設系廃棄物の適正処理
- ・災害廃棄物対策

これらの課題を受け、計画では、横浜市内における産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理を推進するとともに、大規模災害が発生した後の速やかな復興を実現するために災害廃棄物対策に取組み、「持続可能な循環型社会の構築」を目指すことが基本理念として掲げられています。

シ. 「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3 R 夢プラン～」

（横浜市 平成 23 年 1 月）

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項の規定に基づき、横浜市内の一般廃棄物の処理について定めるもので、平成 37 年度までを見通した長期的な計画として策定されています。

この基本計画では、「市民・事業者・行政が更なる協働のもと、3 R（廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の 3 つの R）を推進するとともに、ごみを適正に処理することで、限りある資源・エネルギーの有効活用と確保に努め、環境モデル都市として、環境負荷の低減と健全な財政運営が両立した持続可能な街を目指す。」という基本理念の下、廃棄物対策全般における環境負荷低減のための計画を策定しています。この計画においては、ごみの分別・リサイクルの徹底と適正処理等についての事業者の役割や具体的取組が定められています。

6.6.2 環境保全目標の設定

廃棄物・建設発生土に係る環境保全目標は、表 6.6-8 に示すとおり設定しました。

表 6.6-8 環境保全目標(廃棄物・建設発生土)

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等	・工事により発生する産業廃棄物及び建設発生土の発生抑制・再利用・再資源化、並びにこれらの適正な処理が行われること。
【供用時】 施設の運営	・供用に伴い発生する廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用、並びにこれらの適正な処理が行われること。

6.6.3 予測

(1) 工事の実施により発生する産業廃棄物、建設発生土

① 予測項目

予測項目は、工事の実施により発生する産業廃棄物と建設発生土としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域内としました。

③ 予測時期

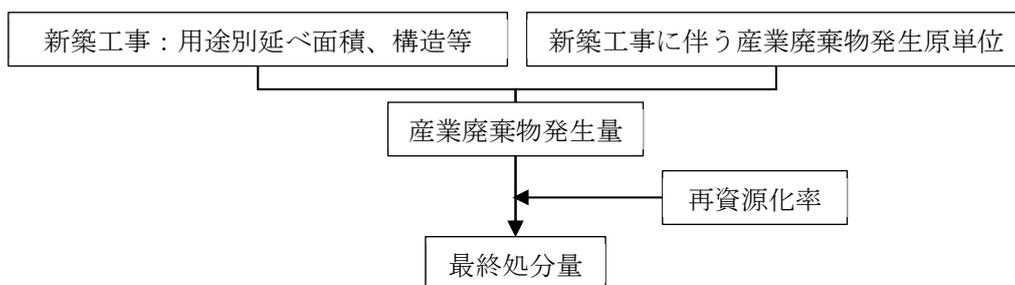
予測時期は、工事期間全体としました。

④ 予測方法

ア. 予測手順

予測手順は、図 6.6-1 に示すとおりです。

【産業廃棄物】



【建設発生土】

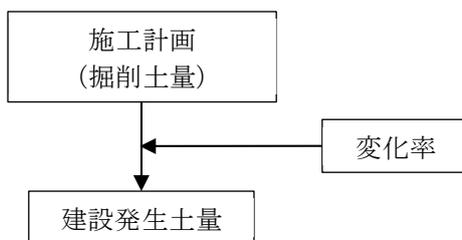


図 6.6-1 予測手順（産業廃棄物、建設発生土）

イ. 予測手法

工事の実施に伴う産業廃棄物発生量は、用途別延べ面積、構造等と廃棄物発生原単位から予測しました。建物の新築工事に伴う産業廃棄物の原単位は、「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」((社)日本建設業連合会 平成24年11月)に基づき、構造等に該当する値を設定しました。

工事中に発生する産業廃棄物の最終処分量は、「平成30年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省 令和2年1月)等の既存資料を基に設定した最終処分率が適用される場合を想定して発生量に乗ずることで算出しました。

建設発生土量は、施工計画(掘削工事)の内容から掘削量を把握し、土量変化率を考慮して建設発生土量を推定しました。

⑤ 予測条件

ア. 計画施設の概要

本事業の実施に伴い、新たに建設する計画建築物の用途別延べ面積は、表 6.6-9 に示すとおりです。

表 6.6-9 計画施設の概要

施設	区分	構造	延べ面積 (㎡)
パークセンター1	店舗	S造	約4,500
パークセンター2	事務所	S造	約1,500
スポーツ施設管理棟	事務所	S造	約1,000
日本建築	その他	木造	約250
休憩所(あずまや)(10棟)	その他	木造	約360
トイレ(9棟)	その他	RC造	約500
飲食・物販施設1	店舗	全構造	約3,500
飲食・物販施設2	店舗	全構造	約1,500
管理施設1	事務所	全構造	約2,000
管理施設2	事務所	全構造	約700
アウトドア体験施設	ホテル	全構造	約7,300

注1: 計画施設の概要は、現時点の想定であり、関連事業の検討や公民連携による事業者の提案等により変更になる可能性があります。

注2: 「区分」と「構造」は表 6.6-10 に示す発生原単位の分類を記載しています。

注3: 飲食・物販施設1、飲食・物販施設2、管理施設1、管理施設2及びアウトドア体験施設は、計画段階で構造形式が未定のため、現時点では全構造としました。

注4: アウトドア体験施設の建築物として、グランピング等宿泊施設を想定しています。施設は広い敷地に散在するように配置される予定です。延べ面積は、現時点での最大規模と想定しています。なお、延べ面積には共用施設も含めています。

イ. 発生原単位

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の品目別発生原単位は、表 6.6-10 に示すとおりです。これらは、「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」((社)日本建設業連合会 平成24年11月)及び「建築資材リサイクルシステム調査研究報告書」((社)日本建材産業協会 平成16年3月)より整理しました。

表 6.6-10 品目別発生原単位

廃棄物の種類	発生原単位 (kg/m ³)								
	事務所			店舗			ホテル	その他	
	S造	全構造		S造	全構造		全構造	RC造	木造
	3,000 m ² 未満	1,000 m ² 未満	3,000 m ² 未満	6,000 m ² 未満	3,000 m ² 未満	6,000 m ² 未満	10,000 m ² 未満	10,000 m ² 未満	6,000 m ² 未満
コンクリート塊	8.9	7	7.9	10.8	9	11.7	11.1	11.1	0
アスファルト・コンクリート塊	0.7	0.8	0.5	0.4	1.1	0.3	1.3	2.6	0
ガラス陶磁器	1.5	1.3	1.3	1.2	2.3	1.1	1.4	0.4	1.23
廃プラスチック	1.2	1.3	1.5	1.9	1.3	1.7	2.3	1.1	0.6
金属くず	1.5	2.1	1.3	2	1.3	1.5	1.8	1.5	0.2
木くず	2.1	2.9	2.8	1.4	2.3	1.3	2.7	6.9	5.3
紙くず	1.6	2.4	1.9	1.7	1.2	1.5	2.4	2.6	1.85
廃石膏ボード	3.4	3.7	2.7	0.9	2.7	1.3	4.7	1.7	5.25
その他	3	3	2.1	2.3	2.7	2.1	6.1	1.6	0.02
混合廃棄物	12.1	18.1	14.5	12.2	15.1	13.5	14.2	18.3	0.32

注1：「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」（(社)日本建設業連合会 平成24年11月）において、パークセンター1、飲食・物販施設1、2は、「店舗」、パークセンター2、スポーツ施設管理棟、管理施設1、2は、「事務所」、アウトドア体験施設は、「ホテル」、日本建築、休憩所（あずまや）、トイレは、「その他」の値を引用しました。

注2：飲食・物販施設1、飲食・物販施設2、管理施設1、管理施設2及びアウトドア体験施設は、計画段階で構造形式が未定のため、現時点では全構造としました。

注3：廃棄物の種類は、「平成30年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省 令和2年1月）の表記に統一し、次のとおりとしました。

コンクリートがら：コンクリート塊

アスコンがら：アスファルト・コンクリート塊

石膏ボード：廃石膏ボード

資料：「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」（(社)日本建設業連合会 平成24年11月）

「建築資材リサイクルシステム調査研究報告書」（(社)日本建材産業協会 平成16年3月）

ウ. 再資源化率

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の再資源化率は、表 6.6-11 に示すとおり、「平成30年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省 令和2年1月）等を基に設定した再資源化率が適用される場合を想定して、発生量に乗ずることで算出しました。

表 6.6-11 産業廃棄物の再資源化率

廃棄物の種類	再資源化率(%)		出典資料
	非木造	木造	
コンクリート塊	100.0	100.0	①
アスファルト・コンクリート塊	100.0	100.0	①
ガラス陶磁器	87.2	87.2	②
廃プラスチック	82.6	80.6	①
金属くず	97.9	98.0	①
木くず	98.8	98.8	②
紙くず	97.6	98.0	①
廃石膏ボード	79.4	56.1	①
その他	95.5	94.0	③
混合廃棄物	87.4	89.3	①

注1：廃棄物の種類は、「平成30年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省 令和2年1月）の表記に統一し、次のとおりとしました。

コンクリートがら：コンクリート塊

アスコンがら：アスファルト・コンクリート塊

石膏ボード：廃石膏ボード

資料：①「平成30年度建設副産物実態調査結果（建設廃棄物の再資源化等率）」（国土交通省 令和2年1月）より、「新築・増改築（非木造）」及び「新築・増改築（木造）」の神奈川県値を適用しました。

②「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画 平成28年度>平成32年度」（横浜市資源循環局 平成28年3月）より、「建設業における産業廃棄物の最終処分率（平成32年予測）」から算出した値を適用しました。

③「平成24年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省 平成26年3月）より、「新築・増改築（非木造）」及び「新築・増改築（木造）」の神奈川県値を適用しました。

⑥ 予測結果

ア. 工事実施により発生する産業廃棄物

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の種類及び量の予測結果は、表 6.6-12 に示すとおりです。

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物発生量は、合計で917.2tと予測します。

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物発生量に、各品目の再資源化率を適用した場合、工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の最終処分量は、74.4tになると予測します。

表 6.6-12 工事の実施により発生する産業廃棄物発生量及び最終処分量

単位：t

区分	用途	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	ガラス陶磁器	廃プラスチック	金属くず	木くず	紙くず	廃石膏ボード	その他	混合廃棄物
発生量 ①	パークセンター1	48.6	1.8	5.4	8.6	9.0	6.3	7.7	4.1	10.4	54.9
	パークセンター2	13.4	1.1	2.3	1.8	2.3	3.2	2.4	5.1	4.5	18.2
	スポーツ施設管理棟	8.9	0.7	1.5	1.2	1.5	2.1	1.6	3.4	3.0	12.1
	日本建築	0.0	0.0	0.3	0.2	0.1	1.3	0.5	1.3	0.0	0.1
	休憩所(あずまや)10か所	0.0	0.0	0.4	0.2	0.1	1.9	0.7	1.9	0.0	0.1
	トイレ(9棟)	5.6	1.3	0.2	0.6	0.8	3.5	1.3	0.9	0.8	9.2
	飲食・物販施設1	41.0	1.1	3.9	6.0	5.3	4.6	5.3	4.6	7.4	47.3
	飲食・物販施設2	13.5	1.7	3.5	2.0	2.0	3.5	1.8	4.1	4.1	22.7
	管理施設1	15.8	1.0	2.6	3.0	2.6	5.6	3.8	5.4	4.2	29.0
	管理施設2	4.9	0.6	0.9	0.9	1.5	2.0	1.7	2.6	2.1	12.7
	アウトドア体験施設 ^{注3}	81.0	9.5	10.2	16.8	13.1	19.7	17.5	34.3	44.5	103.7
	合計	非木造	192.1	13.9	25.3	32.3	31.3	40.5	34.2	47.1	58.6
木造		40.5	4.7	5.9	8.8	6.7	13.1	9.9	20.4	22.3	52.0
合計		917.2									
再資源化率(%) ^{注1} ②	非木造	100.0	100.0	87.2	82.6	97.9	98.8	97.6	79.4	95.5	87.4
	木造	100.0	100.0	87.2	80.6	98.0	98.8	98.0	56.1	94.0	89.3
最終処分量 ^{注2} ③	合計	0.0	0.0	4.0	7.3	0.8	0.6	1.0	18.6	4.0	38.0
		74.4									

注1：再資源化率は、表 6.6-11 に示した再資源化率より設定しました。

注2：③=①-(①×②/100)

注3：アウトドア体験施設は計画段階で構造形式が未定のため、延べ面積を非木造と木造形式に等分して算出しました。

注4：四捨五入の関係から合計値が合わないことがあります。

注5：廃棄物の種類は、「平成30年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省 令和2年1月)の表記に統一し、次のとおりとしました。

コンクリートがら：コンクリート塊

アスコンがら：アスファルト・コンクリート塊

石膏ボード：廃石膏ボード

イ. 工事実施により発生する建設発生土

基礎掘削等の作業土工による発生土量は、表 6.6-13 に示すとおりです。

対象事業実施区域においては、土地区画整理事業によって造成が行われるため、本事業では必要に応じて不陸の整正や整地作業等を実施して施設整備を行う計画です。ただし、施設の整備にあたり、構造物の基礎の掘削などの作業土工を行います。

作業土工による発生土量は、69,424 m³を見込み、可能な限り対象事業実施区域内での不陸整正や整地に用いることとしますが、本事業による建設発生土の搬出が発生する場合は、発生残土は可能な限り、他の工事現場等の受入先での有効利用を行い、それ以外は、横浜市の指定処分場で埋め立てに用いる計画です。

表 6.6-13 建設発生土量

発生土量
約 69,424 m ³

(2) 施設の運営により発生する一般廃棄物、産業廃棄物

① 予測項目

予測項目は、施設の運営により発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域内としました。

③ 予測時期

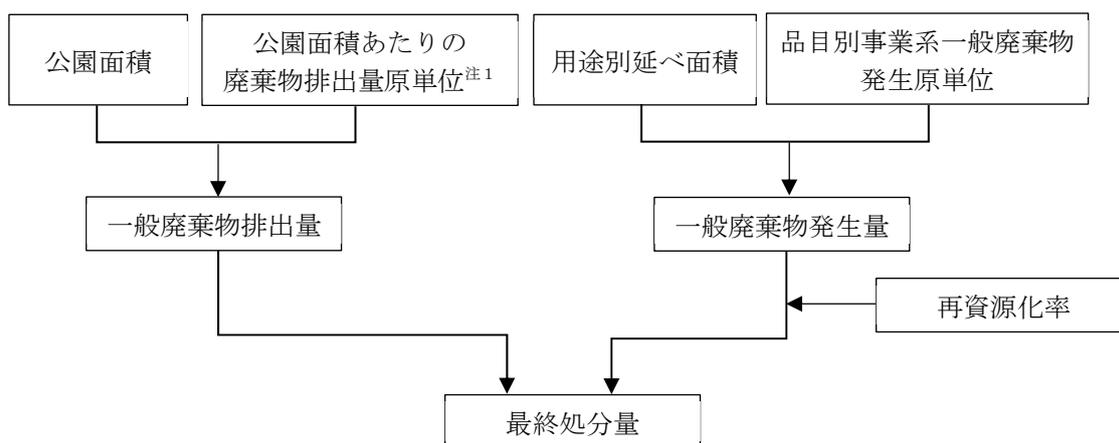
予測時期は、工事完了後、事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期としました。

④ 予測方法

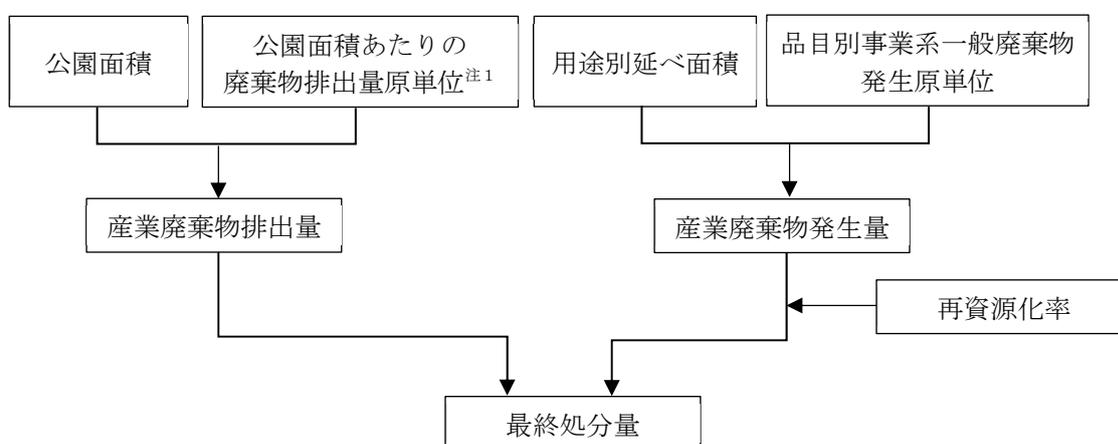
ア. 予測手順

予測手順は、図 6.6-2 に示すとおりです。

【一般廃棄物】



【産業廃棄物】



注1：公園面積あたりの廃棄物排出量原単位は、公園における廃棄物の発生量に公園内における再資源化、再利用を考慮した後の廃棄物処理業者に処分を依頼した数値となります。

図 6.6-2 予測手順（一般廃棄物、産業廃棄物）

イ. 予測手法

公園施設の供用に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量は、単位面積あたりの一般廃棄物及び産業廃棄物排出量原単位に、公園面積を乗ずることで予測しました。

単位面積あたりの廃棄物排出量原単位については、既存の類似公園における廃棄物排出量と公園面積から、単位面積あたりの廃棄物排出量原単位を求め算出しました。なお、既存の類似公園における排出量は、公園における廃棄物の発生量に公園内における再資源化、再利用を考慮した後の廃棄物処理業者に処分を依頼した値です。

公園の北地区に配置を計画しているアウトドア体験施設及び飲食・物販施設の供用に伴い発生する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量は、既存資料を基に設定した単位面積あたりの品目別事業系一般廃棄物及び産業廃棄物発生原単位に各用途の延べ面積を乗ずることで算出しました。また、公園の北地区に配置を計画しているアウトドア体験施設及び飲食・物販施設の供用に伴い発生する廃棄物の最終処分量は、発生量に「令和4年度 事業概要」（横浜市資源

循環局政策調整部政策調整課（令和4年9月）の令和3年度事業系ごみの資源化量及び「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」（横浜市環境創造局政策課 令和4年12月）の産業廃棄物の発生量と処理状況の推移における令和元年度の資源化量実績値を基に設定した再資源化率を考慮し、算出しました。

施設の運営により発生する一般廃棄物、産業廃棄物の最終処分量は、上記の公園施設の供用に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量と、公園の北地区に配置を計画しているアウトドア体験施設及び飲食・物販施設の供用に伴い発生する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量を合計した値としました。

⑤ 予測条件

ア. 公園施設及び計画施設の概要

本事業の実施に伴い、新たに整備される公園施設の地区別面積は、表 6.6-14 に示すとおりです。公園面積のうち、北地区はアウトドア体験施設、飲食・物販施設1、飲食・物販施設2の面積を除いた面積としました。

公園の北地区に配置を計画しているアウトドア体験施設及び飲食・物販施設の用途別延べ面積は、表 6.6-15 に示すとおりです。

表 6.6-14 公園施設の概要

地区	公園地区別面積
西地区	6.5 ha
中央地区	14.5 ha
東地区	24.1 ha
北地区 ^{注1}	18.3 ha
合計	63.4 ha

注1：北地区は、アウトドア体験施設、飲食・物販施設1、飲食・物販施設2の面積を除いた面積としました。

注2：四捨五入の関係から、合計値が合わない場合があります。

表 6.6-15 北地区における計画施設の概要

施設	地区	区分	延べ面積 (m ²)
アウトドア体験施設 ^{注2}	北地区	宿泊施設	約 7,300
飲食・物販施設1	北地区	店舗	約 3,500
飲食・物販施設2	北地区	店舗	約 1,500
合計	—	—	約 12,300

注1：計画施設の概要は、現時点の想定であり、関連事業の検討や公民連携による事業者の提案などにより変更になる可能性があります。

注2：アウトドア体験施設の建築物として、グランピング等宿泊施設を想定しています。施設は広い敷地に散在するように配置される予定です。延べ面積は、現時点での最大規模と想定しています。なお、延べ面積には共用施設も含めています。

注3：「区分」は表 6.6-17 に示す予測排出量原単位の分類を記載しています。

イ. 発生原単位及び排出量原単位

公園施設から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量原単位は、既存の公園から発生した廃棄物量実績と公園面積から設定し、単位面積あたりの一般廃棄物及び産業廃棄物排出量原単位は、表 6.6-16 に示すとおりとしました。なお、原単位の設定根拠は、資料編(p.資 1.3-1～資 1.3-2 参照)に示すとおりです。

公園の北地区に配置を計画しているアウトドア体験施設及び飲食・物販施設から発生する廃棄物の予測排出量原単位は、表 6.6-17 に示すとおり「事業用大規模建築物における廃棄物の保管場所及び再生利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置に関する指導基準」(横浜市資源循環局 平成 31 年 4 月)より整理しました。

また、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の組成割合は、表 6.6-18 に示すとおり、「東京都環境科学研究所年報」(東京都環境科学研究所 平成 12 年 11 月)の平成 11 年度排出源等ごみ性状調査の結果を引用しました。

これらの排出量原単位及び組成割合を基に、各用途の単位面積あたりの事業系一般廃棄物及び産業廃棄物品目別発生原単位は、表 6.6-19 に示すとおりです。

表 6.6-16 類似公園の単位面積あたりの一般廃棄物及び産業廃棄物排出量原単位

参照した類似公園	種類	排出量原単位
三ッ沢公園	一般廃棄物	2.6t/ha・年
	産業廃棄物	0.6t/ha・年
相模原公園	一般廃棄物	6.8t/ha・年
	産業廃棄物	0.6t/ha・年

注1：本事業で整備する公園と類似した機能・施設を有する既存公園の令和3年度の廃棄物量実績の聞き取り結果を使用しました。

表 6.6-17 事業用大規模建築物における廃棄物の予測排出量原単位

区分	廃棄物
	予測排出量原単位
	kg/m ² ・日
宿泊施設 ^{注1}	0.06
店舗 ^{注2}	0.15

注1：「宴会場なし」の値を示しています。

注2：「食料品中心のスーパー・飲食店等」の値を示しています。

資料：「事業用大規模建築物における廃棄物の保管場所及び再生利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置に関する指導基準」(横浜市資源循環局 平成 31 年 4 月)

表 6.6-18 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の組成割合

単位：％

廃棄物の種類		宿泊施設	店舗
事業系 一般廃棄物	紙類 ^{注1}	37.9	16.3
	厨芥	22.3	66.7
	繊維	2.3	0.4
	草木・その他可燃物	6.8	0.7
産業廃棄物	プラスチック ^{注2}	14.9	4.6
	ゴム・皮革	0.7	0.1
	ガラス ^{注3} ・石・陶磁器	8.5	4.6
	金属類 ^{注4}	6.6	6.1
	その他不燃物	0.1	0.6
合計		100.0	100.0

注1：紙類：新聞紙、雑誌、書籍、段ボール、容器包装類、OA用紙等

注2：プラスチック：包装フィルム、ペットボトル、その他ボトル、パック・カップ類、食品トレー等

注3：ガラス：リターナブルびん、ワンウェイビン等

注4：金属類：鉄類、非鉄金属等

注5：宿泊施設は「理美容・宿泊・宗教・教育」、店舗は「飲食店」において発生した不要物の割合を用いました。

注6：四捨五入の関係から合計値が合わない場合があります。

資料：「平成11年度排出源等ごみ性状調査」（東京環境科学研究所 平成12年11月）

表 6.6-19 単位面積あたりの事業系一般廃棄物及び産業廃棄物品目別発生原単位

単位：g/m²・日

廃棄物の種類		品目別発生原単位	
		宿泊施設	店舗
事業系 一般廃棄物	紙類	22.7	24.5
	厨芥	13.4	100.1
	繊維	1.4	0.6
	草木・その他可燃物	4.1	1.1
	計	41.6	126.2
産業廃棄物	プラスチック	8.9	6.9
	ゴム・皮革	0.4	0.2
	ガラス・石・陶磁器	5.1	6.9
	金属類	4.0	9.2
	その他不燃物	0.1	0.9
計		18.5	24.0

注1：廃棄物の種類は、表 6.6-18 と同じ分類を記載しています。

注2：四捨五入の関係から合計値が合わない場合があります。

ウ. 再資源化率

施設の運営により発生する一般廃棄物、産業廃棄物の再資源化率について、公園施設の供用に伴い発生する一般廃棄物、産業廃棄物は、計画施設内に整備する廃棄物保管施設にて分別保管、分別排出を図るほか、処理にあたっては、横浜市や横浜市の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等により、適正に処理される予定です。また、公園及び公園施設内で発生した剪定枝や刈草等、再資源化が可能なものは、資源化・再利用に努めます。なお、既存の類似公園における排出量は、公園における廃棄物の発生量に公園内における再資源化、再利用を考慮した後の廃棄物処理業者に処分を依頼した数値を用いました。

公園の北地区に配置を計画しているアウトドア体験施設及び飲食・物販施設の供用に伴い発

生ずる事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の再資源化率は、表 6.6-20 に示すとおり、「令和 4 年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課 令和 4 年 9 月）の令和 3 年度事業系ごみの資源化量及び「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」（横浜市環境創造局政策課 令和 4 年 12 月）の産業廃棄物の発生量と処理状況の推移における令和元年度の資源化量実績値を基に設定した再資源化率が適用される場合を想定して、発生量に乗ずることで算出しました。

表 6.6-20 廃棄物の再資源化率

廃棄物の種類	再資源化率(%)	出典資料
事業系一般廃棄物	19.4	①
産業廃棄物	29.8	②

資料：①「令和 4 年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課 令和 4 年 9 月）より、令和 3 年度事業系ごみの資源化量から算出した値を適用しました。

②「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」（横浜市環境創造局政策課 令和 4 年 12 月）より、「産業廃棄物の発生量と処理状況の推移」における令和元年度の資源化量実績値から算出した値を適用しました。

⑥ 予測結果

公園施設の供用に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量は、表 6.6-21 に示すとおり、一般廃棄物が年間 403.6t、産業廃棄物が年間 38.0t 発生すると予測します。

公園の北地区に配置を計画しているアウトドア体験施設及び飲食・物販施設の供用に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量は表 6.6-22 に示すとおりです。一般廃棄物が一日 935.2kg、産業廃棄物が一日 255.6kg 発生すると予測します。この一般廃棄物及び産業廃棄物発生量に、再資源化率を適用した場合の最終処分量は表 6.6-23 に示すとおりです。一般廃棄物の最終処分量は 275.1t、産業廃棄物は 65.5t になると予測します。

したがって、供用時に本事業より発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量は、表 6.6-24 に示すとおり、それぞれ 678.7t、103.5t と予測します。

なお、供用時に発生する廃棄物は分別収集し、再資源化が可能なものについては、再資源化に努めます。再資源化が困難なものは、取り扱い廃棄物の種類に応じ、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、適正に処理します。

表 6.6-21 公園施設の供用時に発生する廃棄物排出量

地区	参照した類似公園	廃棄物種類	発生原単位 (t/ha・年)	面積 (ha)	廃棄物発生量 (t/年)
			①		②
西地区	三ッ沢公園	一般廃棄物	2.6	6.5	16.9
		産業廃棄物	0.6		3.9
中央地区	相模原公園	一般廃棄物	6.8	14.5	98.6
		産業廃棄物	0.6		8.7
東地区	相模原公園	一般廃棄物	6.8	24.1	163.9
		産業廃棄物	0.6		14.5
北地区	相模原公園	一般廃棄物	6.8	18.3	124.2
		産業廃棄物	0.6		11.0
合計	—	一般廃棄物	—	63.4	403.6
		産業廃棄物	—		38.0

注 1：小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

表 6.6-22 北地区における計画施設の供用時に発生する廃棄物発生量

廃棄物の種類		発生原単位 (g/m ² ・日)	延べ面積 (m ²)	廃棄物発生量 (kg/日)
		①	②	③=①×②/1,000
飲食・物販施設 1	事業系 一般廃棄物	紙類	24.5	85.8
		厨芥	100.1	350.4
		繊維	0.6	2.1
		草木・その他可燃物	1.1	3.9
	産業廃棄物	プラスチック	6.9	24.2
		ゴム・皮革	0.2	0.7
		ガラス・石・陶磁器	6.9	24.2
		金属類	9.2	32.2
		その他不燃物	0.9	3.2
	合計		150.2	—
飲食・物販施設 2	事業系 一般廃棄物	紙類	24.5	36.8
		厨芥	100.1	150.2
		繊維	0.6	0.9
		草木・その他可燃物	1.1	1.7
	産業廃棄物	プラスチック	6.9	10.4
		ゴム・皮革	0.2	0.3
		ガラス・石・陶磁器	6.9	10.4
		金属類	9.2	13.8
		その他不燃物	0.9	1.4
	合計		150.2	—
アウトドア体験施設	事業系 一般廃棄物	紙類	22.7	165.7
		厨芥	13.4	97.8
		繊維	1.4	10.2
		草木・その他可燃物	4.1	29.9
	産業廃棄物	プラスチック	8.9	65.0
		ゴム・皮革	0.4	2.9
		ガラス・石・陶磁器	5.1	37.2
		金属類	4.0	29.2
		その他不燃物	0.1	0.7
	合計		60.1	—
事業系一般廃棄物		—	—	935.2
産業廃棄物		—	—	255.6
総計		—	123,000	1,190.7

注1：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

表 6.6-23 北地区における計画施設の供用時に発生する廃棄物量、再資源化量及び最終処分量

種類	廃棄物発生量 (t/年)	再資源化率 (%)	再資源化量 (t/年)	最終処分量 (t/年)
	①	②	③=①×②	④=①-③
一般廃棄物	341.3	19.4	66.2	275.1
産業廃棄物	93.3	29.8	27.8	65.5
合計	434.6	—	94.0	340.6

注1：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

注2：年=365日で算出しています。

表 6.6-24 供用時に発生する廃棄物の最終処分量

種類	廃棄物最終処分量 (t/年)
一般廃棄物	678.7
産業廃棄物	103.5
合計	782.2

注1：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

6.6.4 環境の保全のための措置

(1) 工事の実施により発生する産業廃棄物、建設発生土

環境の保全のための措置は、工事の実施により発生する産業廃棄物及び建設発生土の発生抑制・再利用・再資源化という観点から、表 6.6-25 に示す内容を実施します。

これら環境の保全のための措置は、工事期間中を通じて実施することで、産業廃棄物の最終処分量を減量化できるものと考えます。

表 6.6-25 環境の保全のための措置（工事の実施により発生する廃棄物等）

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。 ・工事現場内に産業廃棄物保管場所を設置して、飛散防止や分別保管に配慮することで、再利用・再資源化に寄与します。 ・工事関係者に対して、廃棄物の減量化及び分別の徹底を啓発します。 ・特定建設資材廃棄物については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で分別を行い、極力再資源化に努めます。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を有する産業廃棄物処理業者に委託し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付の上、運搬・処分先を明確にして、適正に処理します。 ・産業廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台サイドカバーを使用する等適切な対策を講じます。 ・施工計画に基づき、本事業による建設発生土の搬出が発生する場合は、可能な限り場内利用もしくは他の工事現場等での有効利用を行います。 ・建設発生土を搬出する際は、適正な積み込み量とする、荷台サイドカバーを活用する等、飛散防止のための措置を講じます。 ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき容器・包装プラ等を確実に分別しリサイクルを行えるようにします。

(2) 施設の運営により発生する一般廃棄物、産業廃棄物

環境保全のための措置は、公園の供用により発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制及び再資源化等、表 6.6-26 に示す内容を実施します。

この環境の保全のための措置は、公園の運営に際し、公園管理者が適切に実施することによって廃棄物の最終処分量を減量化できるものと考えます。

表 6.6-26 環境の保全のための措置（施設の運営により発生する廃棄物等）

区分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内で発生する剪定枝や刈草等は、資源化・再利用に努め、焼却ごみの減量化を図ります。 ・公園利用者に対し、ごみの発生抑制及び分別について周知を図ります。 ・発生した廃棄物は分別し、再資源化可能なものについては、再資源化に努めます。再資源化が困難なものは、取り扱い廃棄物の種類に応じ、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、適正に処理します。 ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、ワンウェイプラスチックの合理化について適正に対応します。また、同法律に基づき、容器・包装プラ等を確実に分別しリサイクルを行えるようにします。

6.6.5 評価

(1) 工事の実施により発生する産業廃棄物、建設発生土

工事の実施により発生する産業廃棄物は917.2t発生し、このうち74.4tが最終処分されると予測します。

関連法令を踏まえ、本事業の工事に際しては、建築資材等の搬入における過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図るとともに、工事現場内での分別保管の徹底等により産業廃棄物の減量化、再利用・再生利用に努め、最終処分量の低減を図ります。

また、本事業の工事では構造物の基礎の掘削等の作業土工による発生土を69,424 m³見込んでいます。発生土は可能な限り対象事業実施区域内での不陸整正や整地に用いる計画です。ただし、本事業による建設発生土の搬出が発生する場合は、発生残土は可能な限り、場内利用もしくは他の工事現場等の受入先での有効利用を行い、それ以外は、横浜市の指定処分場で埋め立てに用いる計画です。

以上のことから、環境保全目標「工事により発生する産業廃棄物及び建設発生土の発生抑制・再利用・再資源化、並びにこれらの適正な処理が行われること。」は達成できるものと考えます。

(2) 施設の運営により発生する一般廃棄物、産業廃棄物

供用時に本事業より発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量は、それぞれ年間678.7t及び103.5tと予測します。

公園の供用後は、公園内で発生する剪定枝や刈草等の資源化・再利用に努め、焼却ごみの減量化を図るとともに、発生した廃棄物については分別収集及び分別搬出し、再資源化する等、適正に処分することで、最終処分量の低減に努めます。

また、公園利用者に対し、廃棄物の発生抑制及び分別について周知を図ります。

以上のことから、環境保全目標「供用に伴い発生する廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用、並びにこれらの適正な処理が行われること。」は達成できるものと考えます。